



地区集会施設整備補助金の概要

(R1.4.1 改正)

1 規 則	地区集会施設整備補助金交付要綱
2 交付対象	自治会が、当該自治会の所有する集会施設の整備事業又は取壊しを行う場合 ※自治会が借用する集会施設でも、補助金交付申請日の属する年度から 10 年以上の貸借契約がある場合は対象とする。
3 補助事業	(1)新築等 (新築、改築、建物の購入、増築、改造及び耐震改修) (2)修繕等 (修繕及び 50 ㎡未満若しくは既存面積の 3 分の 1 未満の増築、改造又は耐震改修) (3)耐震診断 (4)取壊し
4 補助対象事業費	(1)新築等 次の経費の合算額で 100 万円以上です。 【補助対象事業費】 建築工事費、電気設備工事費、給排水衛生設備工事費及び冷暖房設備工事費、設計費及び工事監理費、造成工事費及び外構工事費、建物の購入費、解体工事費 (2)修繕等 次の経費の合算額で 50 万円以上です。 ※事業申請年度の前年度の 4 月 1 日現在で、65 歳以上の人口が全人口の 45% 以上を占める自治会は、修繕等の対象事業費を 20 万円以上とする。 【補助対象事業費】 建築工事費、電気設備工事費、給排水衛生設備工事費及び冷暖房設備工事費、設計費及び工事監理費、造成工事費及び外構工事費 ※新築等の建築限度面積は 100 ㎡とする。ただし 30 世帯を超える自治会は建築限度面積を拡大するものとし、世帯数から 30 世帯を減じた数字に 1 ㎡をかけた面積を 100 ㎡に加える。 例) 100 世帯の場合 $100 - 30 = 70$ $100 \text{ ㎡} + 70 \text{ ㎡} (70 \text{ 世帯} \times 1 \text{ ㎡}) = 170 \text{ ㎡}$ 耐震改修とは… 地震に対する安全性の向上を目的とした地区集会施設の増築、改造又は修繕 ※木造の場合は耐震診断の結果総合評点が 1.0 未満であると診断された施設を 1.0 以上とするもの、非木造の場合は耐震診断の結果耐震性能を示す指標が 0.6 未満であると診断された S56.5.31 以前に建築(着工)された施設を 0.6 以上とするもの (3)耐震診断 耐震診断費用及び耐震改修工事費の算出に要する費用で、1 万円以上。 (4)取壊し 解体及び除却にかかる工事に要する経費

5 補助金の
交付額

(1)新築等の場合

補助対象事業費	補助金額
500 万円以下の額	補助対象事業費に 100 分の 50 を乗じた額
500 万円を超え 1,000 万円以下の額	補助対象事業費から 500 万円を減じて得た額に 100 分の 40 を乗じ、250 万円を加算した額
1,000 万円を超え 2,000 万円以下の額	補助対象事業費から 1,000 万円を減じて得た額に 100 分の 30 を乗じ、450 万円を加算した額
2,000 万円を超え 3,000 万円以下の額	補助対象事業費から 2,000 万円を減じて得た額に 100 分の 20 を乗じ、750 万円を加算した額
3,000 万円を超え 5,000 万円以下の額	補助対象事業費から 3,000 万円を減じて得た額に 100 分の 10 を乗じ、950 万円を加算した額
5,000 万円を超える額	補助対象事業費から 5,000 万円を減じて得た額に 100 分の 8 を乗じ、1,150 万円を加算した額

(2)修繕等の場合

補助対象事業費	補助金額
100 万円以下の額	補助対象事業費に 100 分の 50 を乗じた額
100 万円を超え 200 万円以下の額	補助対象事業費から 100 万円を減じて得た額に 100 分の 40 を乗じ、50 万円を加算した額
200 万円を超え 300 万円以下の額	補助対象事業費から 200 万円を減じて得た額に 100 分の 30 を乗じ、90 万円を加算した額
300 万円を超え 500 万円以下の額	補助対象事業費から 300 万円を減じて得た額に 100 分の 20 を乗じ、120 万円を加算した額
500 万円を超える額	補助対象事業費から 500 万円を減じて得た額に 100 分の 10 を乗じ、160 万円を加算した額

※修繕等について、上記により算出した補助金の額が補助対象事業費の 100 分の 30 を乗じて得た額を下回るときは、補助対象事業費に 100 分の 30 を乗じた額を補助金の額とします。

※新築等・修繕等の補助金の交付額は、補助対象事業費の区分に応じ、それぞれ当該補助率を乗じて得た額の合計額とし、補助限度額は 1,500 万円とする。

※2 箇所以上の地区集会施設を統合し、新築等又は修繕等をする場合（不要な地区集会施設を取り壊す場合に限る。）は、補助金額に 100 分の 20 を加算した額を交付額とする。

※耐震改修に係る補助金の交付額は、上記にかかわらず次の表のとおりとする。

5 補助金の
交付額

※耐震改修の場合

耐震改修に係る補助対象事業費	補助金額
100 万円以下の額	耐震改修に係る補助対象事業費相当額
100 万円を超える額	耐震改修に係る補助対象事業費から 100 万円を差し引いた額を前項の規定により算出し、100 万円を加算した額

(3)耐震診断の場合

補助対象事業費	補助金の交付額又は補助率
6 万円以下の額	耐震診断料から 1 万円を差引いた額
6 万円を超え 10 万円以下の額	5 万円
10 万円を超える額	100 分の 50

※補助限度額は、木造の場合は 10 万円、非木造の場合は 100 万円とする。

(4)取壊しの場合

補助事業	補助率
自治会が他の公共施設を利用又は 2 以上の自治会が集会施設を共同で利用する目的で既存の地区集会施設を取り壊す事業	100 分の 80
構成世帯数が 10 世帯未満の自治会が行う地区集会施設を取り壊す事業	100 分の 70

※補助限度額は、200 万円とする。

~~~~~

※上記(1)~(4)により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※上記の外に、災害で被災した地区集会施設を復旧する場合の特例措置がありますのでご相談ください。

## ◆補助金の算出例

### ○新築等の場合

事業費（＝補助対象事業費）が 1,200万円の場合

・補助金の交付額の算出

$$12,000,000 \text{ 円} - 10,000,000 \text{ 円} = 2,000,000 \text{ 円}$$

$$2,000,000 \text{ 円} \times 30/100 = 600,000 \text{ 円}$$

$$600,000 \text{ 円} + 4,500,000 \text{ 円} = \underline{5,100,000 \text{ 円}} \text{ (補助率 42.5\%)}$$

### ○修繕等の場合

事業費（＝補助対象事業費）が 250万円の場合

・補助金の交付額の算出

$$2,500,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円} = 500,000 \text{ 円}$$

$$500,000 \text{ 円} \times 30/100 = 150,000 \text{ 円}$$

$$150,000 \text{ 円} + 900,000 \text{ 円} = \underline{1,050,000 \text{ 円}} \text{ (補助率 42.0\%)}$$

### ○耐震改修の場合（修繕等に該当する場合）

事業費（＝補助対象事業費）が 250万円の場合

・補助金の交付額の算出

$$2,500,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 1,500,000 \text{ 円}$$

$$1,500,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = 500,000 \text{ 円}$$

$$500,000 \text{ 円} \times 40/100 = 200,000 \text{ 円}$$

$$200,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円} = \underline{1,700,000 \text{ 円}} \text{ (補助率 68.0\%)}$$

### ○取壊しの場合（他の公共施設を利用する目的で既存の地区集会施設を取り壊す場合）

事業費（＝補助対象事業費）が 300万円の場合

・補助金の交付額の算出

$$3,000,000 \text{ 円} \times 80/100 = 2,400,000 \text{ 円}$$

※上限額 2,000,000 円

$$\underline{2,000,000 \text{ 円}} \text{ (補助率 66.6\%)}$$

問合先 糸魚川市企画定住課地域振興係 ☎552-1511(代)